

○障害児相談支援給付費

基本部分		注 特別地域加算
イ 障害児支援利用援助費	(1)機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)	(1月につき2,027単位)
	(2)機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅱ)	(1月につき1,927単位)
	(3)機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅲ)	(1月につき1,842単位)
	(4)機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅳ)	(1月につき1,792単位)
	(5)障害児支援利用援助費(Ⅰ)	(1月につき1,692単位)
	(6)障害児支援利用援助費(Ⅱ)	(1月につき815単位)
ロ 継続障害児支援利用援助費	(1)機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)	(1月につき1,724単位)
	(2)機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)	(1月につき1,624単位)
	(3)機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅲ)	(1月につき1,527単位)
	(4)機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅳ)	(1月につき1,476単位)
	(5)継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)	(1月につき1,376単位)
	(6)継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)	(1月につき662単位)
※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1.001/1.000に相当する単位数を算定する。		+15/100
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき150単位を加算)
初回加算		(1月につき500単位を加算)
主任相談支援専門員配置加算		(1月につき100単位を加算)
入院時情報連携加算	イ 入院時情報連携加算(Ⅰ)	(1月につき200単位を加算)
	ロ 入院時情報連携加算(Ⅱ)	(1月につき100単位を加算)
退院・退所加算(3回を限度)		(1回につき200単位を加算)
保育・教育等移行支援加算(訪問、会議参加、情報提供それぞれで月1回を限度)		(情報提供以外:1月につき300単位を加算) (情報提供:1月につき100単位を加算)
医療・保育・教育機関等連携加算		(1月につき100単位を加算)
集中支援加算(訪問、会議開催、会議参加それぞれで月1回を限度)		(1月につき300単位を加算)
サービス担当者会議実施加算		(1月につき100単位を加算)
サービス提供時モニタリング加算		(1月につき100単位を加算)
行動障害支援体制加算		(1月につき35単位を加算)
要医療児者支援体制加算		(1月につき35単位を加算)
精神障害者支援体制加算		(1月につき35単位を加算)
ピアサポート体制加算		(1月につき100単位を加算)
地域生活支援拠点等相談強化加算(月4回を限度)		(1回につき700単位を加算)
地域体制強化共同支援加算(月1回を限度)		(1回につき2,000単位を加算)

注 新規に計画作成を行った場合であって、サービス等利用計画案の作成に一定の期間を要するなどの条件を満たす月について、その月数分の初回加算を重ねて算定

注 初回加算と選択することとし、併給不可

注1 基本報酬算定月は算定不可
注2 初回加算との併給不可

注 初回加算又は退院・退所加算を算定し、かつ、退院又は退所する施設の職員のみから情報の提供を受けている場合は併給不可

注1 基本報酬算定月は算定不可
注2 会議参加については入院時情報連携加算(Ⅰ)及び退院・退所加算と選択することとし、併給不可